

第4条の規定の趣旨

- ・権利侵害情報が匿名で発信された際、被害者（被害を受けたと主張する者）が、被害回復のために、加害者（発信者）を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、一定の要件を満たす場合には、第三者であるプロバイダ等に対し、当該匿名の加害者（発信者）の特定に資する情報（＝発信者情報）の開示を請求することを可能にするもの。
- ・発信者情報は、発信者のプライバシー、匿名表現の自由及び通信の秘密として保護されるべき情報であり、プロバイダ等は正当な理由なく開示することは許されない。したがって、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮し、一定の厳格な要件が満たされる場合に限り、プロバイダ等が法令行為として発信者情報を適法に開示できるようにするもの。
- ・発信者情報開示の対象となる情報は、省令において列挙。

